

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項又は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は市営住宅に入居することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)～(イ) 省略</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項又は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第30条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は市営住宅に入居することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>